

平成16年（行ウ）第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深澤洋子 外43名

被告 東京都知事 外1名

被告変更の申立書

2005年8月9日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明

同 大 川 隆 司

同 羽 倉 佐 知 子

同 只 野 靖

同 土 橋 実

同 谷 合 周 三

外

第1 申立の趣旨

本件訴状中の請求の趣旨第3項のうち、支出命令の差止めを求める請求については、被告「東京都知事」とあるのを、以下のとおり、各支出命令権限の委任を受けた課長に変更することを許可する

- (1) 被告東京都建設局総務部計理課長は、河川法第63条に基づく受益者負担金の支出命令をしてはならない

- (2) 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長は、水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令をしてはならない
- (3) 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出命令をしてはならない
- (4) 被告東京都財務局経理部総務課長は、東京都水道事業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出命令をしてはならない
- との決定を求める。

第2 申立の理由

- 1 原告らは、本件訴状中の請求の趣旨第3項（以下「本件請求」）において、東京都知事を被告として、各負担金ないし繰出金の支出（以下「本件各支出」）の差止めを求めているところ、本件請求は、被告東京都知事に対し、その有する本来的権限に基づき、自ら支出命令をせず、かつ、本来的権限に基づく指揮監督権限を行使して支出命令をさせないようにすることを求めるものである。
- 2 原告らが上記のとおりの本件請求を行ったのは、本件住民監査請求に対し、東京都監査委員が、「こうした請求人の主張は、都知事が、都にとって本件事業が利水・治水の両面において必要であるとして、都議会の承認を得て決定した政策判断に対し独自の見解を述べたもの」（下線派原告ら代理人による。）等として、監査請求を不適法と判断したこと（甲1）から、本件各支出については、被告東京都知事に、本来的な決定権限があり、かつ、支出命令権限もあるものと考えられ、また、東京都において、本件各支出について、それぞれ支出命令権限の委任がなされているのか否かが不明であったためである。
- 3 ところが、被告らの平成17年6月3日付け準備書面（2）によって、本件各

支出については、それぞれ、各担当の課長に支出命令権限の委任がなされているとの主張がなされた。この主張によれば、本件請求のうち、本件各支出の支出命令をしないことを求める請求については、被告は、東京都知事ではなく、支出命令権限を有する各委任を受けた課長とすべきこととなる。

4 そこで、かかる被告らの主張を踏まえて、原告らは、本件請求のうち、本件各支出の支出命令をしないことを求める請求については、被告を東京都知事から、支出命令権限を有する各担当の課長に変更することの許可を求めるものである。

5 また、前記の被告準備書面によれば、本件各支出に関する支出命令権限の委任関係については、東京都会計事務規則、東京都組織条例、東京都組織規程等の関係規定によらなければ判明せず、かつ、「組織条例及び組織規程は組織改正の必要に応じ随時改正されるところ、組織条例は平成15年度に2回改正され、組織規程は平成15年度及び平成16年度に各3回改正されている。」(被告らの前記準備書面3頁)というのであるから、原告らにとって、これらの関係規定に基づき、本件各支出について、支出命令権限が委任されているか否か、及び、委任されている場合に、その権限を有している者が誰であるかを正確に把握することは極めて困難である。

したがって、支出命令権限を有する者を被告とすべきところ、誤って被告を東京都知事としてしまったことについて、原告らに故意または重過失はないから、本件申立は、地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条3項、40条2項、15条1項に基づき、許可されるべきである。

なお、かかる変更を許可しても、被告(東京都知事及び各課長)には、何らの不利益もない。

6 なお、本件請求のうち、被告東京都知事に対し、その本来的権限に基づく指揮監督権限を行使して支出命令をさせないようにすることを求める請求については、その請求内容を明確にするため、別途請求の趣旨訂正申立書を提出する。

以上

平成16年（行ウ）第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深澤洋子 外43名

被告 東京都知事 外1名

請求の趣旨訂正申立書

2005年8月9日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明

同 大 川 隆 司

同 羽 倉 佐 知 子

同 只 野 靖

同 土 橋 実

同 谷 合 周 三

外

第1 請求の趣旨の訂正

原告らは、本件訴状中の請求の趣旨第3項（以下「本件請求」）のうち、被告東京都知事に対し、その指揮監督権限を行使して支出命令をさせないようにすることを求める請求部分について、以下のとおり請求の趣旨を訂正する。

(1) 被告東京都知事は、東京都建設局総務部計理課長に、河川法第63条に基づ

く受益者負担金の支出命令をさせてはならない

(2) 被告東京都知事は、東京都都市整備局総務部企画経理課長に、水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令をさせてはならない

(3) 被告東京都知事は、東京都都市整備局総務部企画経理課長に、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出命令をさせてはならない

(4) 被告東京都知事は、東京都財務局経理部総務課長に、東京都水道事業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出命令をさせてはならない

第2 訂正の理由

1 原告らは、本件訴状中の請求の趣旨第3項（以下「本件請求」）において、東京都知事を被告として、各負担金ないし繰出金の支出（以下「本件各支出」）の差止めを求めているところ、本件請求は、被告東京都知事に対し、その有する本来的権限に基づき、自ら支出命令をせず、かつ、本来的権限に基づく指揮監督権限を行使して支出命令をさせないようにすることを求めるものである。

2 ところが、被告らの平成17年6月3日付け準備書面（2）によって、本件各支出については、それぞれ、各担当の課長に支出命令権限の委任がなされているとの主張がなされたので、かかる被告らの主張を踏まえて、原告らは、本件請求のうち、本件各支出の支出命令をしないことを求める請求については、被告を東京都知事から、支出命令権限を有する各担当の課長に変更することの許可を、別途求めることとする。

3 一方、支出命令権限が委任されている場合でも、当該公金支出についての本来的権限を有している被告東京都知事には、その指揮監督権限を行使して、被委任者をして、違法な支出命令をさせないようにすべき義務がある。

4 もっとも、支出命令権限の委任がなされている場合に、本来的権限を有する知事に、支出差止め請求の被告適格があるか否かについては、争いがあるが、以下の理由から、知事にも被告適格が認められるべきである。

(1) そもそも、差止めを求める住民訴訟では、組織体としての東京都の公金支出行為が違法か否かが審理対象となっているのであり、被告東京都知事に対して支出差止めを命じる判決があった場合には、行政事件訴訟法43条3項、41条1項、33条1項に基づき、被告東京都知事のみならず、権限委任を受けた者があったとしても、同者も、当該判決に拘束されると解されるべきである。

(2) また、本件八ッ場ダム建設事業に関する東京都の建設費用等の負担については、きわめて巨額な費用負担となるものであって、権限委任を受けた担当課長のみの判断によって東京都としての費用負担を決定することは、実質的にも極めて困難である。

(3) さらに、本件八ッ場ダム建設事業等に要する費用については、将来、支出負担行為、支出命令等がなされることとなるが、かかる将来における支出については、本件訴訟が提起されている以上、被告東京都知事において、その本来的権限に基づき、負担金の支出の可否及び要否を自ら判断すべきである。

5 以上から、本件請求中、被告東京都知事に対し、指揮監督権限の行使により、各負担金ないし繰出金の支出の差止めを求める請求について、その趣旨を明確にするため、上記のとおり請求の趣旨を訂正する。

以上